

横浜市は「特別自治市」を目指しています！

～「特別自治市」制度と区の姿～



横浜市では、市民の皆様の暮らしをよりしっかりと支えていくために、新たな大都市制度「特別自治市」の実現に向けて取り組んでいます。「特別自治市」は、横浜市を分割して新たな自治体をつくるのではなく、市域内のことが市で完結する、横浜市の一体性を生かした効率的・効果的な制度です。国においても、大都市制度に関する議論が行われ、その意義が明確に認められています。

なぜ

大都市制度「特別自治市」が必要なの？

新たな大都市制度「特別自治市」は、大都市横浜が抱える課題（二重行政や不十分な税制上の措置など）を解消し、行政サービスの向上と経済の活性化を実現するものです。大都市も日本も継続して発展していくため、政令指定都市制度に代わる新たな大都市制度「特別自治市」の実現が必要です。



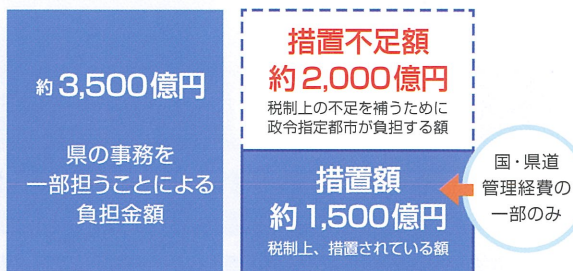
大都市横浜は どんな課題を抱えているの？

●市と県の二重行政

市と県の間で、事務・権限が分かれていることにより、窓口が分散し、子育て支援、まちづくりなど様々な分野で非効率な二重行政が発生しています。

●不十分な税制上の措置

政令指定都市である横浜市は市の事務に加え、県の事務の一部も担っています。しかし、仕事量に見合う税源が措置されず、不足額は横浜市が負担しています。



政令指定都市全市の予算に基づく概算※

●人口減少・超高齢社会の到来

●公共施設の老朽化対策

●東京一極集中

※出典：「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成30年度）」（指定都市）をもとに作成

新たな大都市制度「特別自治市」が課題を解決

- 二重行政を完全に解消
- 公平な税財源配分



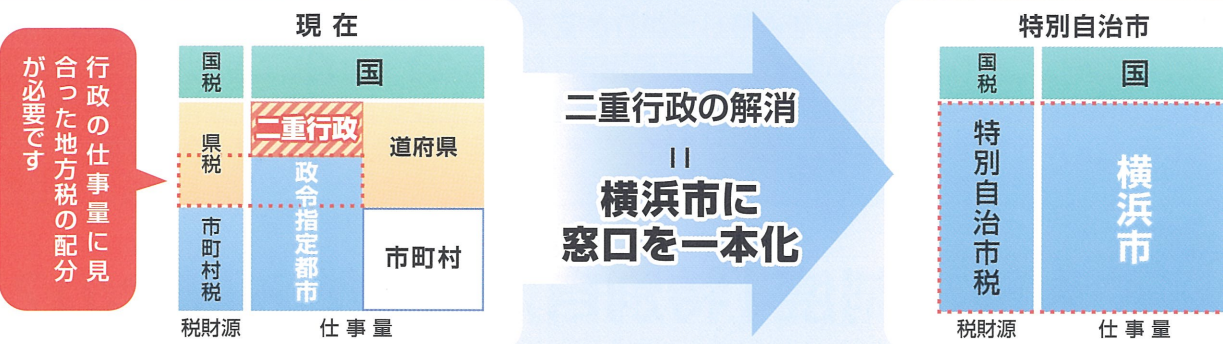
市民の皆様への
行政サービスの向上

経済の活性化
横浜の経済活性化・
日本経済の成長エンジンに

横浜市が目指す「特別自治市」とは？

国以外の仕事は、すべて横浜市が担い、
その役割・仕事量に見合った公平な税制にします

県が市域で行っている事務と横浜市の事務を統合し、二重行政を完全に解消します
併せて、市域内の地方税すべてを横浜市の税金とします



税財源も併せた移譲は初！

県費負担教職員に関する事務権限の横浜市への移譲が実現 (平成29年4月)

市立小・中学校の教職員の給与負担や学級編制基準等の権限が、県から移譲され、各学校の課題や地域の実情に応じた教職員の配置など教育環境のさらなる整備を進めることができるようになりました。

今回の権限移譲に伴い、平成30年度から、県から横浜市に個人市民税所得割2%の税源移譲が行われます(個人市民税・県民税の税率の合計は変わらないため、これによる負担の増はありません)。

税財源も併せた権限移譲は、今回初めての画期的なことですが、本来、権限と財源は併せて移譲されるべきものであり、特別自治市の実現により、仕事量に見合う税制にしていくことが重要です。



県や近接市町村などと引き続き協力して行政を運営します

生活圏・経済圏など影響が強く及ぶ周辺地域も含めた都市圏全体を考えて行政を運営していくことで、引き続き圏域の中核都市としての役割を果たします

「特別自治市」が実現するとどうなるの？

例えば 子育てしやすいまちに！

例えば より、安全・安心なまちに！



市が幼稚園・保育園を所管することで、待機児童対策に一体的に取り組むなど、地域の実情に応じた総合的な子育て支援が可能になります。

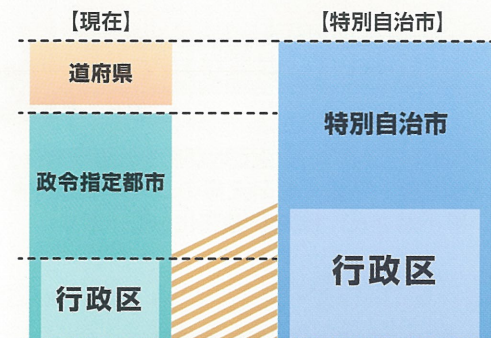


現在、かけ地の保全や河川の管理等は、規模等により県や市に所管が分かれています。市がそれらをすべて担うことで、窓口を一本化し、より迅速かつ総合的な対応など災害に強いまちづくりを進めることが可能になります。

区役所機能・住民自治を強化します

市内に東京の特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、区役所機能・住民自治を強化する行政区とします
横浜の強みである都市の一体性を生かして、効率的・効果的な行政運営を行います

「特別自治市」における区では、「区役所の機能強化・役割拡充、区長の権限強化」、「地域協働の取組、区行政への住民参画」、「市議員による区行政の民主的チェック」という取組を「三位一体」で行います。それぞれの取組を同時に行うことで、その効果が最大限に発揮され、その結果、住民自治が強化されます。



行政区の強みを最大限生かした行政運営 大都市横浜のスケールメリット！

- 大規模事業の実施
- 高度かつ専門的な人材を生かした施策の実施
- 横浜の先進性を生かした大学や企業との連携等

1

区役所の機能強化・役割拡充、区長の権限強化

- 区役所へ事務権限を移譲し、予算を拡充
- 地域の自立的な取組を支え、協働を推進する区役所の体制を整備
- 区長の総合調整権限を強化
- 区長を、市長が議会の同意を得て選任する特別職とするなど、位置付けの変更を検討



2

地域協働の取組、区行政への住民参画

- 市民相互が連携して課題解決に取り組む場を拡充
- 地域で活動する市民の視点で区行政に参加する場を設置



3

市議員による区行政の民主的チェック

区選出の市議員が区行政を民主的にチェック



三位一体の取組

大都市制度をめぐる国の動向

平成25年6月に取りまとめられた第30次地方制度調査会答申において、新たな大都市制度「特別自治市」の意義が明確に認められました。当面の対応としては、都道府県から政令指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進めていくという方向性が示され、「地方自治法の一部を改正する法律」(平成28年4月施行)が制定されています。

「地方自治法の一部を改正する法律」(概要)〈政令指定都市制度の見直し〉

- 区の事務所(区役所)が分掌する事務を条例で定める
- 区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長(特別職)を置くことができる
- 指定都市及び都道府県の事務処理を調整するための協議の場として、指定都市都道府県調整会議を設置する

区の機能強化の取組を進めています！

－横浜市役所事務分掌条例の施行－

「横浜市役所事務分掌条例」(平成28年4月施行)では、地域の課題・要望への対応をさらに充実させるため、区役所の役割や区局連携・調整に関する事項、区長の意見陳述などを定めています。

横浜市はこれまでも、行政区の強みである区と局の連携を最大限に生かした効率的・効果的な行政運営を行ってきましたが、これまで以上に市民の皆様の声に寄り添った市政運営を行っていきます。



地域に一番近い区が地域の課題を把握し、解決につなげています！

いわゆる「ごみ屋敷」対策



住居や敷地内にもものをため込むなどし、本人や周辺住民の生活環境に影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」が問題となっています。

いわゆる「ごみ屋敷」対策条例 成立

この問題の背景には、生活上の諸課題があることを踏まえ、福祉的な支援に重点を置いて取り組んでいます。

- 本人や親族関係等の調査
- ごみの排出支援
- 措置(代執行など)



※措置は周辺住民の生命・身体に深刻な影響を及ぼす恐れがあるにも関わらず、再三の動きかけにも応じないケースについて行うことができます。

大規模団地再生の取組

横浜市には、築30年以上の大規模団地が約60箇所あり、少子高齢化に伴う医療・介護・生活支援のニーズの増大や地域活動の担い手不足など、課題が顕在化しています。

モデル事業の実施(旭区)

旭区では、4つの各団地にふさわしい街づくりのビジョンを策定し、取組を具体化していきます。

【ビジョン検討の視点】

- 高齢者の住替え
- 若者の転入促進
- 地域課題を解決する拠点整備
- 地域ぐるみの子育てや高齢者支援等



地域やNPO法人、企業、大学など、多様な主体と連携しながら、団地の魅力が高まる取組を進めています。

現在の制度の中でも、区のあり方について検討しています！

平成28年4月に施行された地方自治法改正(詳細は前ページ)により、現在の行政区に代えて総合区を設置できるようになりました。横浜市は、特別自治市の実現を見据え、総合区制度も含め、区のあり方を検討しています。

総合区は、行政区と同じ指定都市の内部組織ですが、総合区長は議会の同意を得て選任される任期4年の特別職で、総合区の職員を任命することができ、総合区が執行する事務に関する予算について市長に意見を述べるすることができます。



「特別自治市」の早期実現を目指し、市会での議論を経て、平成25年3月に横浜特別自治市大綱を策定しています。

問合せ

横浜市政策局 大都市制度推進課

〒231-0071 横浜市中区港町1-1

TEL045-671-2952 FAX045-663-6561 平成30年2月発行

横浜 大都市制度

検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

